

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

「瀬谷駅南北自由通路壁面」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	相鉄線瀬谷駅南北自由通路
施設概要	瀬谷駅北口側と南口側を結ぶ自由通路です。 屋外広告物には該当しません。
所在地（場所）	横浜市瀬谷区瀬谷四丁目
利用者数・利用者層	乗降客数：約 4.4 万人／日 通勤者・買い物客・その他
広告設置場所	「瀬谷駅南北自由通路」の北口側壁面
広告掲出期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（1 年間）

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格
壁面 A-1	H0.9m×W2.2m=1.98 m ²	1 枠	公表しません
壁面 A-2	H0.9m×W2.2m=1.98 m ²	1 枠	公表しません
壁面 B	H1.85m×W0.925m=1.71 m ²	1 枠	公表しません

※ 全枠一括ではなく、1 枠ごとのお申込みになります。

※ 複数枠のお申込みができます。

※ 契約金額算出にあたり生じた 1 円未満の端数は切り捨てます。

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出を希望する広告原稿は、事前に広告内容の審査を受けてください。 ※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってご提出ください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査・広告内容等の調整・修正に時間を要した場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがありますので、その場合であっても広告料は減額しませんのでご注意ください。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得てください。 ○掲出する広告は、再剥離が可能（貼付面を傷めず、粘着剤が残らない）なものとしします。 ○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行って

	<p>ださい。また、広告の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があります。</p>
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所については、本市と広告に関する契約締結をしていただくほか、道路占用許可が必要です。</p> <p>○道路占用許可申請書は、道路局企画課が受け付け、瀬谷土木事務所へ回付します。後日、瀬谷土木事務所です許可書を受領していただき、広告料とは別に占用許可に係る道路占用料（1㎡につき月額 1,200 円）をお支払ください。（道路占用料は年度により改定される場合があります）</p> <p>○広告の掲出時や撤去時等、現地で作業を行う際には道路使用許可が必要となる場合があります。あらかじめ所轄の警察署にご確認ください。</p>
その他	<p>○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○広告の掲出、意匠変更、撤去に係る作業について、作業日の1週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を道路局企画課までご連絡ください。</p> <p>○広告掲出終了後は原状復帰をしてください。</p> <p>○今回募集の広告枠外について、区役所等の公共利用による横断幕などが掲出される場合があります。</p> <p>○道路管理者による定期点検等維持管理の際には、広告表面から打音、触診することがあります。あらかじめご了承ください。</p> <p>○本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。</p>

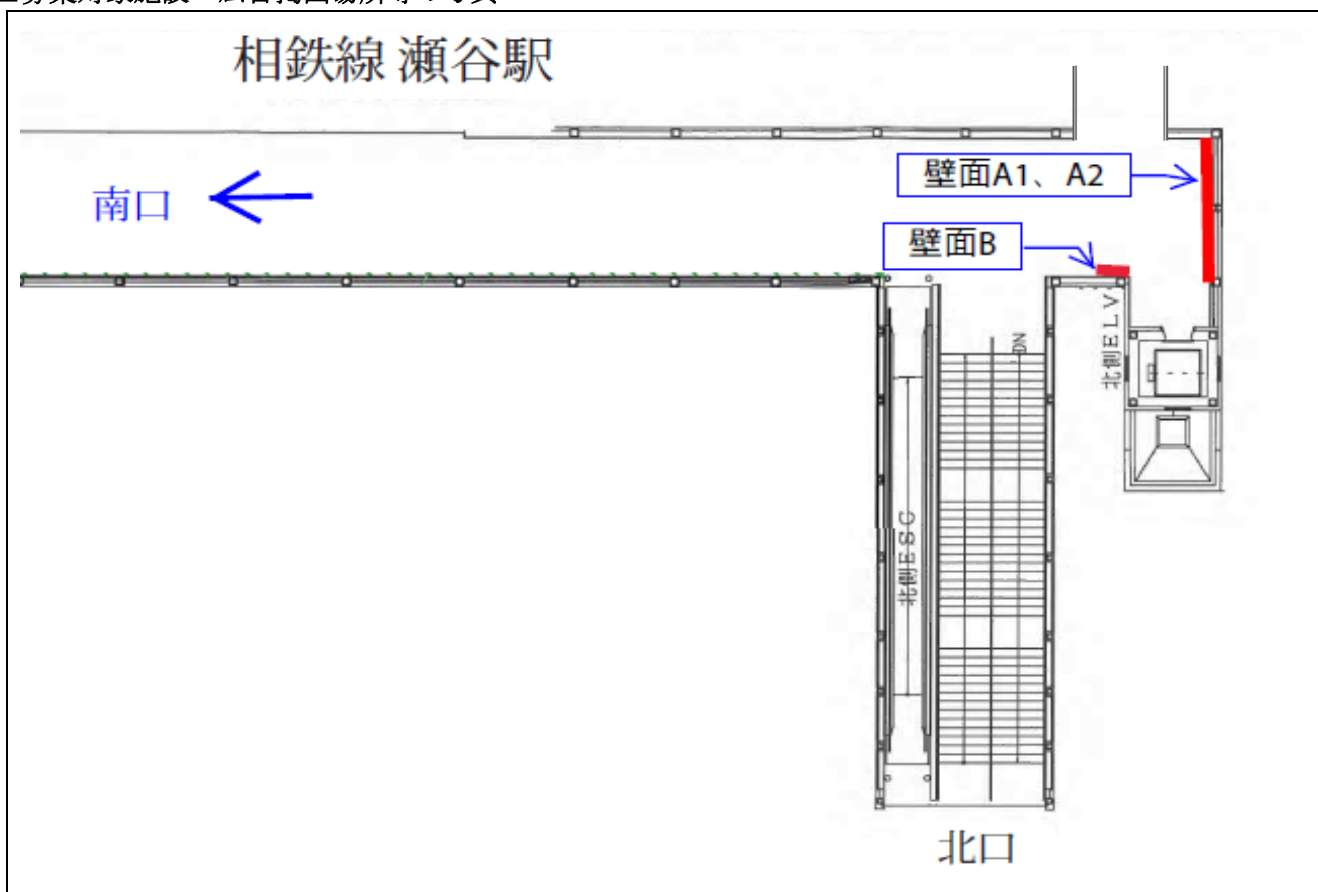
■ 申込み

申込条件	<p>広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な広告代理店等とします。</p> <p>※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。</p>
申込方法	<p>○申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へご持参又は郵送（念のため下記連絡先まで電話連絡をお願いします。）ください。</p> <p>○見積金額は1年間分の広告料とし、占用許可に係る道路占用料（1㎡につき月額 1,400 円）は含みません。</p>
事業者選定方法	見積合せ
申込締切	令和3年2月5日（金）17：00 ※必着
申込先	<p>（担当課名）横浜市道路局企画課</p> <p>（所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045- 671- 3532 /FAX 045- 651- 6527</p> <p>（Eメール）do-event@city.yokohama.jp</p>

■地図



次頁あり





広告掲載申込書（印刷物・施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
申 込 内 容	募集対象事業名称	相鉄線瀬谷駅南北自由通路		
	希望掲出箇所	・壁面A-1 ・壁面A-2 ・壁面B （広告掲出を希望する壁面を○で囲んでください）		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部 ）	
	掲出希望期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）		
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	以下のことを誓約し、申し込みます。 ・募集案内の内容を確認しました。 ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。			

誓約事項に同意します。

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

令和 年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 相鉄線瀬谷駅南北自由通路（壁面)

(注意)

- 見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 件名には、広告掲出を希望する壁面名（壁面A-1、壁面A-2、壁面B）を記載すること。